

別表2 特定個人情報の移転

<住民記録>

移転先一覧(番号法第9条第1項別表第一より)

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
保健センター	番号法別表第1の7項	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
こども園運営課	番号法別表第1の8項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
障がい福祉課		
子育て支援課・こども女性相談室	番号法別表第1の9項	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
保健センター	番号法別表第1の10項	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
障がい福祉課	番号法別表第1の11項	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
障がい福祉課	番号法別表第1の12項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
障がい福祉課	番号法別表第1の14項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
生活福祉課	番号法別表第1の15項	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
市民税課	番号法別表第1の16項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの
納税課		
資産税課		
国保高齢者医療課		
市営住宅課	番号法別表第1の19項	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの
健康福祉総務課	番号法別表第1の20項	戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)による援護に関する事務であつて主務省令で定めるもの

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
学校教育課	番号法別表第1の27項	学校保健安全法(昭和23年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
国保高齢者医療課	番号法別表第1の30項	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
市民課国民年金係	番号法別表第1の31項	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
障がい福祉課	番号法別表第1の34項	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
市営住宅課	番号法別表第1の35項	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
危機管理課	番号法別表第1の36の2項	災害救助法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
納税課		
こども家庭課	番号法別表第1の37項	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
健康福祉総務課	番号法別表第1の40項	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
長寿福祉課	番号法別表第1の41項	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
健康福祉総務課	番号法別表第1の42項	戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)による援護に関する事務であって主務省令で定めるもの
こども家庭課	番号法別表第1の43項	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第百二十九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
こども家庭課	番号法別表第1の44項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
こども家庭課	番号法別表第1の45項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
こども家庭課	番号法別表第1の46項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
障がい福祉課	番号法別表第1の47項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
健康福祉総務課	番号法別表第1の48項	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)による特別弔慰金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
保健センター	番号法別表第1の49項	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
健康福祉総務課	番号法別表第1の50項	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
健康福祉総務課	番号法別表第1の53項	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和42年法律第57号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
人事課	番号法別表第1の56項	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
こども家庭課		
国保高齢者医療課	番号法別表第1の59項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
生活福祉課	番号法別表第1の63項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
介護保険課	番号法別表第1の68項	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
保健対策課・感染症対策室	番号法別表第1の70項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
保健センター	番号法別表第1の76項	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
市民課国民年金係	番号法別表第1の83項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
障がい福祉課	番号法別表第1の84項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
こども家庭課	番号法別表第1の94項	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの